

令和 7 年度以降

庄内川水系小里川（小里川ダム）

砂利等の採取に関する規制計画

中 部 地 方 整 備 局

庄内川河川事務所

庄内川水系小里川(小里川ダム)砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河 川 名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	小 里 川	左岸：瑞浪市陶町水上字下久手 1026 番の 132 地先 右岸：恵那市山岡町田代字西山 1565 番地の 100 地先	瑞浪市陶町猿爪沢ノ尻 1031 番の 4 地先の堰堤下流端	2.58km
支 川	猿 爪 川	小里川への合流点	瑞浪市陶町水上字平 677 番の 10 地先の砂防堰堤下流端	1.82km
支 川	新 田 川	小里川への合流点	左岸：恵那市山岡町田代字川平 1559 番地先 右岸：恵那市山岡町田代字花立 1510 番地の 1 地先	0.57km
計				4.97km

2. 規制の方針

貯水池内の堆砂の採取は、積極的に促進させることを基本とするが、ダム機能の維持管理に支障とならないよう以下の方針で規制する。

2-1. 幹川 小里川

(1) No.0-200m～No.2+50m

ダム本体及び網場等河川管理施設の付近であり、管理上支障となるため「禁止区域」とする。

(2) No.2+50m～No.15

河床が全体的に元河床高程度となっているため、堆積するまでの間は当面「禁止区域」とする。

(3) No.15～No.23+80m

河床が元河床高で川幅が狭く河岸、施設等管理上支障となるため、「禁止区域」とする。

2-2. 支川 猿爪川

(1) No.0～No.7

河床が全体的に元河床高程度となっているため、堆積するまでの間は当面「禁止区域」とする。

(2) No.7～No.18+20m

河床が元河床高で川幅が狭く河岸、施設等管理上支障となるため、「禁止区域」とする。

2-3. 支川 新田川

(1) No.0～No.1

河床が全体的に元河床高程度となっているため、堆積するまでの間は当面「禁止区域」とする。

(2) No.1～No.5+70m

河床が元河床高で川幅が狭く河岸、施設等管理上支障となるため、「禁止区域」とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

全区間禁止区域のため該当なし

4. 禁止区域等

4-1. 禁止区域

種 別	河 川 名	起 点	終 点	延長 (km)	摘 要
幹 川	小 里 川	No.0-200m	No.2+50m	0.45	河川管理上支障となるため
幹 川	小 里 川	No.2+50m	No.15	1.25	河床が元河床高であるため
幹 川	小 里 川	No.15	No.23+80m	0.88	河川管理上支障となるため
支 川	猿 爪 川	No.0	No.7	0.70	河床が元河床高であるため
支 川	猿 爪 川	No.7	No.18+20m	1.12	河川管理上支障となるため
支 川	新 田 川	No.0	No.1	0.10	河床が元河床高であるため
支 川	新 田 川	No.1	No.5+70m	0.47	河川管理上支障となるため
計				4.97	

禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力や容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

4－2．保安区域

全区間禁止区域のため該当なし

保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力や容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5．掘削可能量及び採取可能量

全区間禁止区域のため該当なし

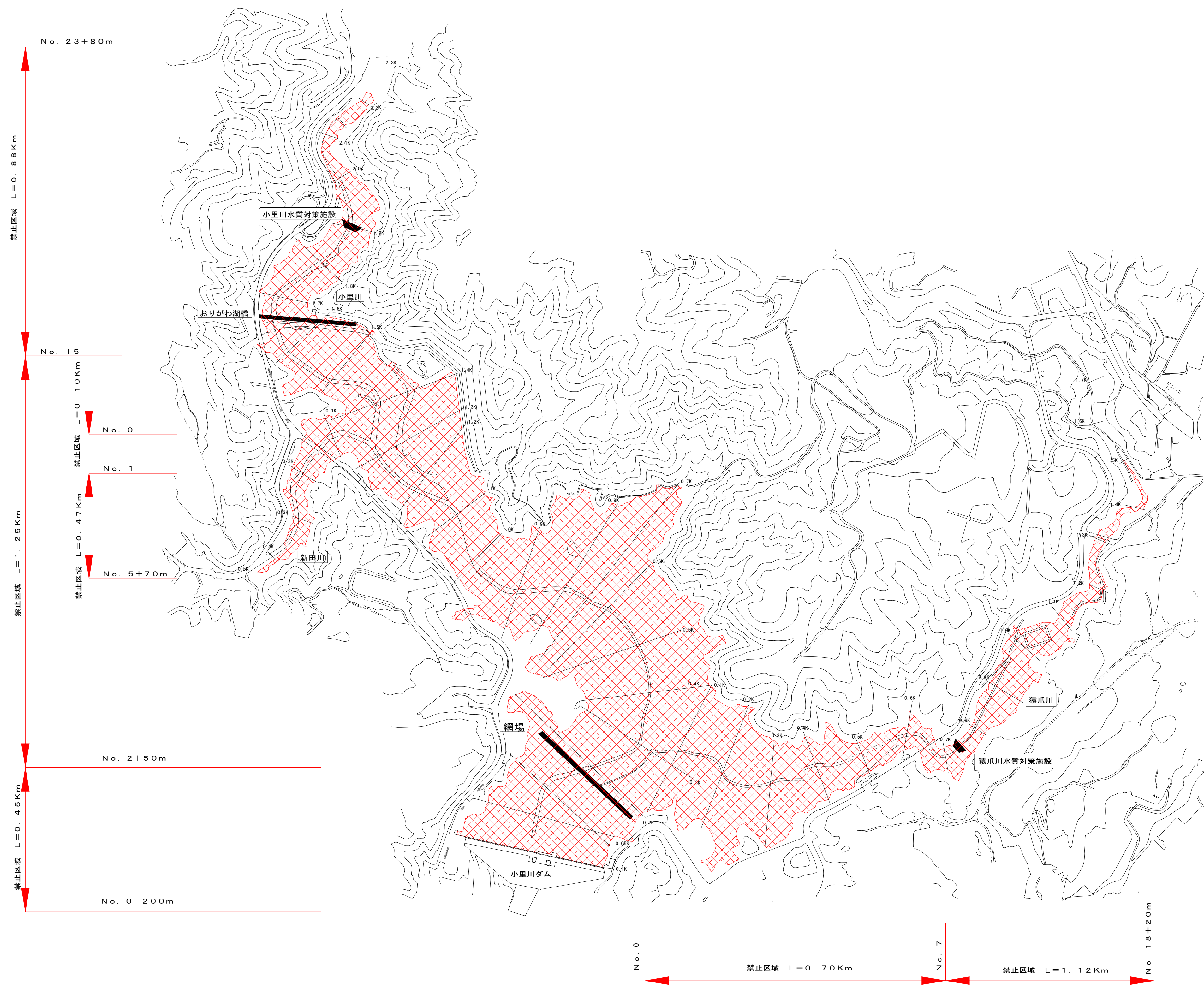
6．年次別計画

令和7年度から令和11年度までの5箇年の計画とする。

全区間禁止区域のため該当なし

但し、「2．規制の方針」、「4．禁止区域等」で記述したように、元河床に土砂堆積が認められた段階で適宜見直しを行う。

砂利等の採取に関する規制計画 小里川ダム 平面図



凡 例
— 禁 止 区 域

件 名	令和7年度以降 庄内川水系小里川（小里川ダム）砂利等の 採取に関する規制計画付図		
図面の種類	平 面 図		
縮尺	s=1/10,000	図面番号	/
事務所名	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所		